

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 26 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01429

研究課題名（和文）民事訴訟の意識調査 - 市民の視点から見た利用しやすさの探求

研究課題名（英文）Survey on the civil litigation system in Japan

研究代表者

菅原 郁夫（Sugawara, Ikuo）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：90162859

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 7,300,000円

研究成果の概要（和文）：本件研究では、日本における訴訟利用促進政策を考える上で克服しなくてはならない、訴訟への躊躇や利用意識の低下といった現象の原因の分析を、一般市民への意識調査の結果分析を通じて行った。その際、今回の科研費による調査結果に加え、研究代表者が2003年から2020年の17年間に4回にわたって行った同様の意識調査の結果をも含め分析を行った。それによれば、経年の変化を見た場合、調査対象者の訴訟利用意思は低下傾向にあるが、訴訟への躊躇率には大きな変化はなかった。ただ、年齢層別、ジェンダー別、学歴別に見た場合、各類型間に躊躇率、利用意思の変化には程度差が見られ、日本における訴訟躊躇要因の複合性が見いだされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2000年に司法制度改革審議会が、国民がより利用しやすい民事訴訟制度の実現をテーマに掲げて以来、種々の改革が行われてきたが、今日に至っても訴訟の利用促進は必ずしも進んでいない。そのため、その原因分析が必要とされるが、これまで必ずしも実証的な形では行われてこなかった。本研究は2003年以降継続してきた調査結果を用い、実証データに基づき提言を行う点において、他にはない社会的・実践的意義を有する。また、学術的に見た場合にも、「日本人の訴訟嫌い」という法文化論の当否が議論されて久しいが、本研究では、17年間4回の調査結果を基礎とした実証的観点から検討を行っており、実証性の点で、学術的意義も大きい。

研究成果の概要（英文）：In this study, through field survey on ordinary citizen, reasons of hesitations for litigation and unwillingness to use litigation system are searched to find a way to facilitate people's usage of civil litigation system in Japan. To find the reasons not only analyse result of the field survey in this time, but also results of former survey, totally 4 surveys from 2003 to 2020. As a result, from a point of secular change, thought the willingness to use litigation system is decrease a little, the level of the hesitation for litigation has not changed. However, analyzing across age class, gender group and educational background, level of the hesitations and the unwillingness are diverse. These results suggest the existent of compositeness of factors relating to legal culture and factors relating the institutional structure of Japanese legal system.

研究分野：民事訴訟法、法社会学

キーワード：民事訴訟 意識調査 司法制度改革 経年比較

1. 研究開始当初の背景

(1) 司法制度改革審議会は、2000年に国民がより利用しやすい民事訴訟の実現をテーマとし、そのために、民事訴訟利用者に対する民事訴訟利用者調査を実施した。この調査は、民事訴訟制度研究会に引き継がれ、「日本の民事裁判制度に対する意識調査」として2006年、2011年、2016年と3回に渡って実施されている。また、研究代表者は、これらの調査と並行して、一般市民を対象として民事訴訟に関する意識調査を、2003年、2008年、2013年の3度にわたり科研費研究として実施してきた。

(2) これらの調査によって浮かび上がってきたのは、たとえば、訴訟利用者の訴訟に対する躊躇率は、改革が進むにつれて低下することが予想されたが、現実にはそれが低下せず、むしろ僅かながら増加傾向すらみせている。また、訴訟利用者、一般市民ともに訴訟の各側面に対する評価は改善される傾向にあるにも関わらず、利用意志は低下するといった現象が確認された。

(3) これまでの調査は、制度改革との関わる質問項目では改善の傾向が示されているが、それが利用意志の改善につながっていないことを示している。そのため、今後の課題としては、より市民の視点に立って訴訟の利用意志に影響を与えるものが何かを探求することが求められていた。

2. 研究の目的

本研究の核心をなす学術的な「問い」は、市民の視点に立った場合、「何が民事訴訟を利用しやすくし、市民の利用意欲をたかめるか」を明らかにすることである。

そのために、本研究では、今回の科研費研究を含め2003年から2020年の17年間に4回にわたって行ってきた訴訟制度についての全国対象の意識調査を用い、裁判に対する躊躇・利用意志の現状及び経年変化を把握し、訴訟回避の原因を探り、今後の制度設計を考える上での方向性を探ることを目的としている。

3. 研究の方法

今回分析対象としたのは、2003年から2020年の17年間に4回にわたって行ってきた訴訟制度についての全国対象の意識調査の結果である。全ての調査は、無記名郵送調査で、調査地は全国20カ所の市区町村で、調査地は、上記一連の調査と並行して行われた民事訴訟利用者調査の調査対象地の中から選定した。各調査の調査件数、回収率は、下記の通りである。

調査年	調査人数	有効回答者数	回答率
2003年	4000人	1273人	31.8%
2009年	4000人	1609人	40.2%
2013年	3000人	928人	30.9%
2020年	3000人	1430人	47.7%

分析の対象は、原則裁判未経験者の回答に限定した。その上で、とくに、訴訟に対する躊躇の有無、訴訟の利用意思に関する回答に関し、調査年別、年齢層別、ジェンダー別、学歴別の分析を行った。

訴訟に関する躊躇の有無は、訴訟未経験者に対する想定質問であることから、「親族問題」「契約問題」「事故問題」の3つの状況を示し、それらの状況で躊躇感じるか否か、感じる場合にその理由は何かを尋ねた。

具体的な質問文は下記ようになる。

親族問題

「あなたがもし離婚等家族関係や相続、遺言などの親族間のことがらに関して法律問題を抱え、話し合いでの解決が難しい状況になった場合でも、あなたは裁判を起こすにあたって、ためらいや、できれば避けたいという気持ちになると思いますか。」

契約問題

「あなたがもし他人(親類、友人、知人以外)と金銭の貸し借りや商品の売買など契約関係のことがらに関して法律問題を抱え、話し合いでの解決が難しい状況になった場合でも、(以下、同上)」

事故問題

「あなたがもし交通事故、労災事故、医療過誤などの事故に遭い、その賠償に関することから法律問題を抱え、話し合いでの解決が難しい状況になった場合でも、(以下、同上)」

また、躊躇を感じた際の理由に関しては、下記の質問項目が5段階尺度(「全く当てはまらない」から「強く当てはまる」)でどの程度当てはまるかを尋ねた。

費用問題

「裁判をするには、費用がかかると思うから」

時間問題

「裁判には、時間がかかると思うから」

対立回避

「裁判によって、相手方との対立が決定的になると思うから」

世間体

「裁判は、世間体が悪いと思うから」

勝訴不安

「裁判をしても勝てるかどうか分からないと思うから」

知られるのに不安

「裁判をして自分たちのことを多くの人に知られるのには抵抗があるから」

目立ちたくない

「人と違うことをして目立ちたくないから」

準備の大変さ

「裁判の準備が大変そうだと思うから」

やめるようにいわれた

「人に裁判はやめた方がいいといわれるだろうと思うから」

知識・経験不足

「裁判についての知識や経験がなく、不安だから」

相手との親密さ

「相手方と親密な関係にあるから」

互いの不利益

「お互いの不利益になるから」

円満解決希望

「円満に解決したいから」

裁判で解決不能

「裁判をしても問題は解決しないと思うから」

また、訴訟利用意思に関しては、回答者自身の利用意思のほか、他者への推奨意思も尋ねた。

利用意思

「将来、重要な法律問題に直面した場合、裁判で問題を解決しようと思いますか」

推奨意思

「将来、重要な法律問題で困っている知人がいたら（会社・団体等があったら）、裁判で問題を解決するように勧めると思いますか」

4. 研究成果

(1) 裁判に対する躊躇・利用意志の状況

まずはじめに、裁判に対する躊躇の状況であるが、「親族問題」では8割程度、「契約問題」では5割程度、「事故問題」では3割程度の回答者が躊躇を感じている状況が示された。この状況は、2003年から17年の間に大きな変化なかった（ただし、躊躇率が微増も疑われる）。

また、躊躇理由は、事件類型を問わず、「費用問題」「時間問題」「準備の大変さ」「知識・経験不足」が高く、「対立回避」「円満解決志向」に事件類型差が見られた。

次に、裁判の利用意志・推奨意志に関しては、利用意志・推奨意志ともに、2003年から2020年にかけて低下傾向が見られた。参考までに、これまでの調査の中で実際に訴訟を経験した回答者の割合を調べたところ、この調査内という限定は付くが、実際の裁判経験率も低下傾向が見られた。

(2) 年齢層別変化

年齢層別に訴訟への躊躇率を見た場合、まず、「契約問題」「事故問題」で、高年齢層で躊躇傾向が増加することが見出されたが、この傾向は、調査年ごとでは大きな変化が見られず、4回の調査で一貫する傾向であった。

これに対し、「家族問題」では、高年齢層、とくに「70代以上」で躊躇傾向の低下する傾向が見られた。この傾向は、とくに2003年調査と2020年調査を比較した場合に顕著であった（2020年調査の方で低下）。

躊躇理由に関しては、高齢者層の場合、「費用問題」「準備不安」は指摘される割合が下がる傾向があるのに対して、「対立回避」「世間体」等は上がる傾向が見られた。

「利用意志」「推奨意志」に関しては、高齢者層の方が相対的に高いことが見出された。

(3) ジェンダー別変化

男女別に見た場合、全般的な差が存在し、相対的に見れば、男性の低躊躇率、女性の高躊躇率といった傾向が見出された。この傾向は、事件類型、調査年に共通するが、とくに「親族問題」では顕著であった。

また、経年的に見た場合、「契約問題」「事故問題」では、男性の躊躇率が緩やかな低下傾向にあるのに対し、女性の躊躇率は緩やかに上昇傾向が見られた。この傾向は、とくに「事故問題」に顕著であった。

躊躇理由に関しては、「費用問題」「準備不安」等のほかに、「対立回避」「世間体」「勝訴不安」「知られるのに不安」「目立ちたくない」「やめるようにいわれた」で、女性の方の評価が高くなっている。

さらに、利用意志に関しては、「利用意志」「推奨意志」ともに、男性の方が高いことが示された。

(4) 学歴別変化

学歴別に見た場合、一般的に、低学歴層で高躊躇率、高学歴層で低躊躇率といった差が見られた。とくに「契約問題」「事故問題」では、その差が顕著であった。

同学歴層での調査年ごとの変化はほとんど見られなかった。ただし、「親族問題」では、「大学・大学院卒」で躊躇率が上昇するに対し、「小・中卒」では、躊躇率が低下するようにも見える、といった差が見られた。

躊躇理由では、一般的に「大卒・大学院卒」が指摘割合が低い傾向が見られた。逆に、他の学歴層では、多くの項目が同割合が高くなっている。その傾向は、とくに、「対立回避」「世間体」などで顕著であった。反面、「費用問題」「時間問題」等に関してはあまり学歴差がみられなかった。

「利用意志」に関しては、「大卒・大学院卒」と他の学歴層との間に差があり、「大卒・大学院卒」の方が高くなっているが、「推奨意志」に関しては差が見られなかった。

(5) 調査結果のまとめ

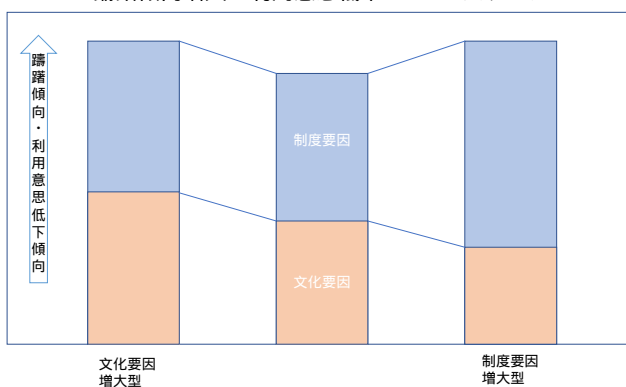
以上の結果をとりまとめるならば、まず、訴訟への躊躇という点に関しては、裁判に対する躊躇率は、「親族問題」を除いては、それほど高い訳ではなく、躊躇を覚える場合も、その理由は「費用問題」「時間問題」「準備の大変さ」「知識・経験不足」が中心で、訴訟嫌いの文化的要因（「対立回避」「世間体」「知られるのに不安」等）はあまり強くはないように思われる。

ただし、躊躇傾向には、年齢差、ジェンダー差、学歴差が存在し、高年齢層、女性、低学歴層で相対的に躊躇傾向が強く、低年齢層、男性、高学歴で相対的に躊躇傾向が弱い（ただし、「親族問題」では、高年齢層と低年齢層が逆転）これら躊躇傾向差の背景には、文化的要因（「対立回避」「世間体」「知られるのに不安」等）の評価差が関係している可能性がある。

また、利用しに関しては、経年的に見た場合、「利用意志」「推奨意志」ともに低下傾向にあり、とくに、「推奨意志」の低下は顕著であった。「利用意志」「推奨意志」ともに、年齢層差、ジェンダー差、学歴差が存在し、高年齢層、男性、高学歴層の方が「再利用意志」が高かった。「推奨意志」も同様であるが、学歴差はなかった。

以上の結果からいえることは、裁判に対する躊躇要因の主たるものは「費用問題」「時間問題」等、制度的な要因であると思われる点、しかし、年齢層差、ジェンダー差、学歴層差の背景には「対立回避」「世間体」等の文化的要因も存在している可能性がある点、その意味で、「日本人の裁判嫌い」は、制度的要因(主要因)と文化的要因(潜在要因)の複合的要因に起因すると思われる点、である(【図1】参照)。

躊躇傾向増大・利用意思低下の2つのパターン



【図1】

(6) 調査結果から導かれる提言：今後の制度改革の課題

以上の分析結果から、今後の制度改革の課題について考えて見る。

はじめに、利用意志の停滞・低下を防ぐためには何が必要かという点に関しては、まず、躊躇理由の「費用問題」「時間問題」「準備の大変さ」等の制度的要因の存在を考えると、引き続き、法制度の改革（法律扶助、訴訟促進等）が必要であるということがいえそうである。

その上で、年齢層差（とくに低年齢）および学歴層差に着目すれば、低年齢時での法情報の提供が重要であり、この問題は法教育の問題に関連し、かなり早期の法教育が推奨されるように思われる。また、若年層に関しては、必ずしも利用意思が低いわけではないが、この時期に法律相談を無料にするといった政策をとることによって、より訴訟制度の利用促進を図るといったこ

とも検討に値しよう。

また、ジェンダー差に着目すれば、女性の視点からの改革が重要なように思われる。今回の調査の中では、裁判経験者の裁判利用意思が、裁判未経験者の利用意思よりも顕著に高いことがわかった。その点と、女性の裁判経験率の上昇傾向にあることも合わせ考えるならば、訴訟利用を通じての利用意思改善の方向性もあり得るように思われる。その意味では、女性の利用しやすい訴訟制度の構築と言った点も重要な視点のように思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 菅原郁夫	4. 巻 66
2. 論文標題 民事訴訟利用者調査がもたらす視点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 菅原郁夫
2. 発表標題 日本人の法意識再論（日本人の裁判嫌いについて）
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 三木 浩一、山本 和彦、松下 淳一、村田 渉	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 824
3. 書名 民事裁判の法理と実践	

1. 著者名 三木 浩一、山本 和彦、中西 正、山本 研、勅使川原 和彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1076
3. 書名 民事手続法の発展	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	垣内 秀介 (Kakiuchi Shyusuke) (10282534)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	山本 和彦 (Yamamoto Kzuhiko) (40174784)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	
研究分担者	山田 文 (Yamada Aya) (40230445)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------